

仙台青陵中等教育学校 学校再開ガイドライン

仙台青陵中等教育学校

文部科学省及び仙台市教育委員会の方針に従い、本校の学校再開ガイドラインを定めます。新型コロナウィルス感染症の対策のために、一人ひとりの行動の変容や行動自粛の自覚が重要という認識を前提として、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期します。

1. 基本的な感染症対策

(1) 感染源を絶つために

発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養することを徹底します。教職員についても同様の対応とします。

- ア. 毎朝の検温及び風邪症状の確認をお願いします。
- イ. 登校前に確認できなかった生徒については、会議室等での検温及び風邪症状の確認を行います。

(2) 感染経路を絶つために

- ア. 手洗いや咳エチケットを徹底します。
- イ. 特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行います。

(3) 生徒の抵抗力を高めるために

免疫力を高めるためにバランスの取れた食事や十分な睡眠、適度な運動やを心がけるよう生活リズムを整えて下さい。

2. 集団感染リスクに対応するため(クラスターにならないよう)行動を制限します。

- ① 換気の悪い密閉空間にしない
- ② 人どうし互いに手の届く距離に集まらない
- ③ 近距離での会話や大声での発声を控える

基本的に3密の条件を避ける方針とします。

3. 本校での具体的な対応策

(1) 換気の徹底

教室等は基本的にドアを常時開放し、ドアノブ自体を触らないようにします。さらに、2方向の窓を開放して、常時換気を行います。エアコンの使用時も換気のために窓を開けます。雨天や強風時は必要最小限の換気を行いつつ、時間を決めて窓を閉めるなど適宜対応します。そのため、生徒は衣服等により温度調節ができることが望ましいです。

(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの着用

どこの学校においても人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、マスクを装着することとします。フェイスシールドの導入も検討しており、順次進めていく方向です。

(3) 教卓に透明なアクリル板を設置

各教室の教卓にはアクリル板を設置し、飛沫感染の防止に努めます。

4. 発熱時や風邪等の症状が見られる場合

(1) 出席停止の扱いとします。

指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

(2) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒については、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をして下さい。

指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

5. 心のケアについて

担任や養護教諭を中心とした健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健 康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組みます。

6. 学習指導に関すること

一斉臨時休業に伴う学習の遅れについてこれまで、生徒が授業を十分に受けることができなかつたことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や補習を実施し、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じます。具体的には、夏季、秋季、冬季休業期間を短縮するなど、できる限り授業日を設定する方針です。

7. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施について

入学式及び始業式の実施に際しては、3密の条件とならないよう、間隔を十分に取り常時換気を行うなど、感染拡大防止の対策を講じます。

文化祭等の学校行事は通常の開催は難しいと判断しております。何らかの形態で実施できるかどうか可能性を探っております。

修学旅行やニュージーランド研修旅行については、今後の状況に応じて検討しています。訪問国における新型コロナウィルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働

省のホームページ等により情報収集に万全を期し、判断します。

8. 部活動に関すること

当面部活動は自粛を継続する方針ですが、部活動の実施に当たっては、3密の条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫することとします。部員に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなど、留意します。もし、発熱等の風邪の症状が見られた場合は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。

9. 学校給食に関すること

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底します。生徒全員の食事前の手洗いを徹底します。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるなどの対応をいたします。

10. その他 修学支援に関すること

入学や新学期開始に際し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、授業料等の学納金の納付が困難な状況が生じてしまった場合には相談して下さい。教育委員会における授業料等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて、文部科学省が実施する高等学校等就学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、授業料減免措置等の必要な支援を行います。また、奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行います。

更に、卒業年次の生徒については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念するがないように、高等教育の就学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施についてもご案内いたします。

令和2年5月28日